

四日市市告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成31年3月26日

四日市市長 森 智広

1 工事完了年月日

平成31年3月11日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市野田二丁目240番3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市野田二丁目14番1号  
有限会社辻アート・プラ  
代表取締役 辻 一好

(都市整備部開発審査課)